延岡市引継ぎ事業スタートアップ支援補助金

譲り受けた事業の経営開始の際に要する費用の一部を補助します

事業概要：市内の中小事業者等から事業を引き継いだ方が負担する経費の一部について、補助金を交付します。

補助対象者：次の要件をすべて満たす者

1．中小企業基本法第２条第１項又は中小企業信用保険法第２条第１項第５号に該当する者に規定する中小企業等

2．延岡市事業引継ぎ応援補助金の交付決定を受けた者から事業を引き継いだ者であること。

※　ただし、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターが支援し、事業承継に至った者にあっては、延岡市事業引継ぎ応援補助金の交付決定がなくとも、交付決定を受けた者とみなす。

3．事業を承継（親族内承継、第三者承継、役員・従業員承継）するにあたり、引き続き市内で事業を営むものであること。

4．原則として、事業承継後も正社員の雇用を引き続き確保するものであること。

補助率等

【補　助　率】補助対象経費の２／３以内

【補助限度額】親族内承継：上限 30 万円

第三者承継：上限 50 万円

補助対象経費

- 内装等・リフォーム工事費用
- 備品購入に要する経費
- 広告宣伝費

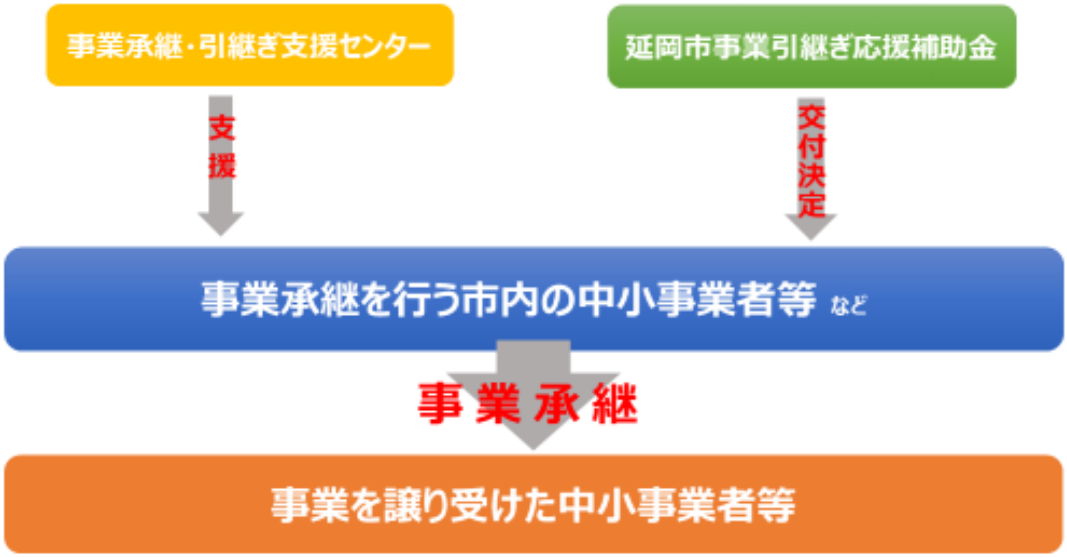

【お問い合わせ】 延岡市　人材政策・移住定住推進室

電話：0982-20-7176　FAX：0982-22-7080

E-mail：jinzai@city.nobeoka.miyazaki.jp